

6 福祉高施第 6 5 6 号
令和 6 年 6 月 2 8 日

各有料老人ホーム設置者 殿
有料老人ホームに該当する
サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長
梶野 京子
(公印省略)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について（通知）

このたび、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 1 4 年 1 1 月 1 日付 1 4 福高施第 6 1 1 号）を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正の目的

国標準指導指針の改正に伴う改正

2 主な改正内容（詳細は別添「新旧対照表」を参照）

- （1）既存建築物等の活用の場合の、延べ床面積 200 ㎡未満かつ階数 3 以下の建築物に関する特例を追加（6（3））
- （2）業務継続計画の策定に際し、地域の実態に応じて項目を設定すること及び感染症及び災害の業務継続計画の一体的策定が可能である旨の明記（8（6）ア）
- （3）業務継続計画の策定、研修及び訓練における他の設置者との連携に関する規定を追加（8（6）イ）
- （4）協力医療機関に関する要件の追加（8（10）イ）
- （5）第二種指定医療機関との間での新興感染症発生時の対応の取り決めに関する規定を追加（8（10）ウ及びエ）
- （6）退院後の入居者の速やかな再入居に関する規定を追加（8（10）オ）
- （7）虐待防止措置の担当者に関する要件等を明記（9（13）オ）
- （8）身体的拘束等を行う場合の緊急やむを得ない理由の記録及び手続等についての規定を追加（9（15））
- （9）その他誤字訂正等

3 施行年月日

令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

4 送付書類

新旧対照表

※改正後全文は後日ホームページで御確認ください。

5 問合せ先

(1) 有料老人ホームに関すること

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当

電話 03-5320-4296 (直通)

(2) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に関すること

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273 (直通)